

子育て世帯のマイホーム購入 をサポート！

日立市

最大

61万5千円

令和3年度版

【ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業のご案内】

日立市に「住みたい」・「住み続けたい」という子育て世帯を応援するため、市内で住宅取得等(※)したかたを対象に、費用の一部を助成します。

対象となるかた

※新築・購入・増築・
改築（建替え）が対象

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 申請日又は契約日時点で、義務教育修了前(中学生以下)の子を養育していること。
- ② 次のア～エの要件をすべて満たす市内の住宅の取得等であること。
 - ア 原則として、令和2年4月1日以降に住宅取得等に関する契約を書面で締結していること。
 - イ 令和4年3月31日までに建物の所有権保存（移転）登記が完了すること。
 - ウ 居住部分の床面積が50㎡以上であること。
(増築の場合は、居住部分の増床を10㎡以上行うこと。)
 - エ 建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること。

- ③ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。

※正当な理由なく住宅を売却等した場合は、助成金の返還をしていただく場合があります。

※「グリーン住宅ポイント制度」との併用はできませんので、ご了承ください。

助成金額

- 基本助成額 **20万円**
- 加算助成額 同居加算（親世帯と同居）**20万円** 近居加算（親世帯と一定の範囲内に居住）**10万円**
転入加算（日立市外から転入するかた）**20万円**
水道基本料金1年間相当分加算 **1万5千円**

※ひたちの水500ml×24本（1ケース）もあわせてプレゼントします。（日立市企業局協力）



【問合せ先】 日立市 都市建設部 都市政策課 住政策推進室（本庁5階 山側）
〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線247又は436
Eメール toshiseisaku@city.hitachi.lg.jp FAX 0294-21-7750

ひたち子育て応援マイホーム取得助成 手続の流れ

1 住宅取得等に関する契約



2 申請 令和4年3月15日（火）まで

以下の書類をそろえて、都市政策課 住政策推進室に提出してください。

【共通】

- ① 「ひたち子育て応援マイホーム取得助成申請書（様式第1号）」（※）
- ② 住宅取得等に関する「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」のコピー（建物の所在地番、延床面積、取得金額、契約日、注文者及び請負者等が確認できる部分）
原契約締結後に契約変更等があった場合は、原契約書と変更契約書のコピー
- ③ 「ひたち子育て応援マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書」（※）

【同居・近居加算を受けるかた】

- ④ 親世帯と親子関係を証明する書類（戸籍謄本など）
- ⑤ 「ひたち子育て応援マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書（親世帯用）」（※）

【転入加算を受けるかた】

- ⑥ 転入前の市区町村に1年以上住んでいたことを証明する書類（転入者の戸籍附票又は転入前の住民票など）



申請様式は市の窓口にあります。
（※）は、市ホームページからダウンロードできます。

3 助成決定通知書の受領

市は、申請内容を審査し、助成決定通知書を送付します。
（申請から2週間程度かかります。）



4 住宅の取得（登記）及び住民票の異動

- ① 住宅の所有権保存（移転）登記を完了させてください。
- ② 住民票の異動を完了させてください。



5 請求 令和4年3月31日（木）まで

次の書類をそろえて、都市政策課 住政策推進室に提出してください。

- ① 「ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業完了報告書兼請求書（様式第5号）」（※）
- ② 所有権保存（移転）登記完了後の建物登記簿の「全部事項証明書」またはそのコピー
- ③ 建築基準法の規定による「検査済証」のコピー【新築・建売・増改築の場合】
- ④ 振込先口座の通帳のコピー
- ⑤ 申請後に、住宅取得等の契約変更等があった場合は、「変更契約書」のコピー
- ⑥ 取得等をした住宅が併用住宅の場合は、居住部分の面積を確認できる書類



6 助成金の受領

市で請求内容を審査後、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。
（請求から1か月程度かかります。）